

平成29年度 第3回 西宮市特別支援教育審議会 議事録

日時	平成30年2月5日(月)10:00～12:00
場所	西宮市役所東館 701会議室
出席者	○審議会委員 井出浩(医療関係者) 坂口紳一郎(教育関係者) 竹田契一(学識経験者) 根岸直代(保護者代表) 花熊暁(学識経験者) 松井仁美(保護者代表) 金高玲子(教育関係者) ○事務局 学校教育部 大和部長 地域・学校支援課 山本課長 特別支援教育課 栗屋課長、金井係長、千原指導主事、渡邊指導主事 榎田就学相談員、野澤就学相談員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者3名)
議題	第3回 西宮市特別支援教育審議会 1 報告 第2回西宮市特別支援教育審議会での審議内容について 2 審議 ① 西宮養護学校の支援体制について ② 小中学校の支援体制について ③ 中間報告について 3 その他 4 閉会

議事

1 開会

2 報告

(事務局)

○第2回審議会のまとめについて

- ・幼稚園の親子通園
- ・西宮養護学校の支援体制
- ・小中学校の支援体制
- ・ロードマップの変更

→中間報告。第4回に行うよう変更

「(仮称) 子ども子育て支援プラン」について

この支援プランは、平成30年から36年までの子ども・子育て支援に関する施策・事業を示したもので、法律で定められた計画である「西宮市次世代育成支援行動計画後期計画」「西宮市子ども・子育て支援事業計画」を1つにまとめたものである。その中で、8つの施策を推進していくと示されており、その一つ、5頁にあるように、「障害のある子どもへの支援の充実」が記載されている。そこに現状の課題、主な政策が示されており、パブリック・コメントも終えている。審議の参考として配布している。

(会長) 療育手帳所持とあるが、発達障害の精神障害者保健福祉手帳なども、この療育手帳の中に含まれるのか。

(委員) 療育手帳に該当しない時、精神障害者保健福祉手帳を申請することがある。子供の場合に精神障害者保健福祉手帳を申請する人はあまりいない。知的障害をとまなっていて、療育手帳を取得し、それを利用している人が多いのではないか。

(事務局) 最近は、発達障害でB2を所持している子供が増加している。

(会長) 子供の増加と書いてあるが、どれぐらい増加しているか。

(事務局) 療育手帳を所持している子供が増加していることも記載している。特別支援学級の子供の数、診断を受けている子供の数も年々増加していることも後から説明する。

(委員) タイトルに「発達障害のある子供の増加」と書いてあるので、そこに含めて考えおけばよいのではないか。もっとはっきりとした方が良いのであれば、従来、発達障害の中で福祉サービスを受けることができなかった子供の中に、手帳を取得することでサービスを受けている子供が増えているととるか、発達障害で療育手帳を取得している子供たちが増えているととるのか、どちらを意図するのかをはっきりとさせると良いのかもしれない。

(委員) 教育相談をしていると、療育手帳の取得者がとても多いと感じる。学校現場の先生たちにも療育手帳を取得して福祉サービスを受けていることを認識してもらうためにも入れる必要があるのではないか。

(会長) どうするか、事務局で検討をして欲しい。

3 審議

(事務局)

○西宮養護学校の支援体制について

西宮養護学校の通学は、現在、民間業者に運行を委託するマイクロバス6台を全体の65%の子供が通学で利用しています。市が契約する福祉タクシー8台。その他保護者等による送迎が行われており、その比率は福祉タクシーが25%でグラフの通りです。マイクロバス1台につき、民間の運転手1名、介助員が2名が乗っています。タクシー8台には市の介助員が1名添乗し、そのうち3台には市の看護師も添乗し、通学途中の医療的ケアにも対応しています。その他10%が保護者による送迎によって通学をしています。

マイクロバスの様子について画像を使って説明します。後部はシートを取り外し、車椅子4台～6台を固定できるようにしています。前方には、シートにバケットをつけて座ることのできる子供用の座席になっています。後部には車いすを乗せるリフトがついています。福祉タクシーについても車いすのまま乗車する場合と、座席に座る場合があります。通学方法については、バスを基本とし、ルートを組めない子供についてはタクシー。また健康上の理由等などによってバスが難しい場合は教育委員会との相談の上、通学方法を決定してきました。しかし、児童生徒の増加や障害の重度・重複化、通学途中の医療的ケアへの対応が必要なケース等、現在の通学体制では対応が難しいという課題が出てきています。また、児童生徒数の増加傾向が見られる中、今後はバス、タクシーの便数が不足することも考えられます。

校内支援体制については、児童生徒の障害が重度・重複化しており、医療的ケアの必要な子供が増加し、その内容も多様化、高度化しています。個々の教育的ニーズに合った介助、医療的ケアなどの支援を行うためには、専門性のある職員や、医療・福祉との連携等、さらに充実させていく必要があると考えています。通学体制、校内支援体制について再度、課題を示しました。ご意見をよろしくお願いいたします。

(会長) 通学の支援体制について意見はないか。

(委員) 身体的な支援ということでは医療的ケアは重要なのだが、自閉症スペクトラムで重度の知的障害の子供たちは、長時間バスに乗ることが苦痛でパニックになることもよくある。そういう場合に薬などでコントロールをしているが、うまくいかない。そういうケースも配慮していく必要がある。長時間バスに乗ることに本人も家族も同行する介助員の人たちも大変、苦勞を感じているケースは少なくないように思う。

(委員) そういう子供は西養にも今も昔もたくさんいる。座る場所にこだわり、外の音に敏感になる子供もいる。授業中の様子を知っている介助員が、個々にどのような支援をすれば効果的かということをしつかりと引継ぎをしてきているからうまく対応できていた。民間に委託になり学校の介助員ではないので、今まで以上に引継ぎをより丁寧に文書でしていく必要がある。

(会長) バスの席にこだわりがあったり、救急車など音に敏感に反応したりして、対応が求められることがでてくる。一人ひとりの特性理解をしている介助員がいけないといけない。

(委員) 校外学習などではバスや座席など環境が変わってくるので、かなりしんどくなってくることもある。

(委員) マイクロバス65%とあるが、バケットを利用している子供、そのまま車椅子で乗車している子供の数を知りたい。

(事務局) 車椅子固定は28人。バケット等、座席を利用している子供は22名。

(委員) バスでもバケットで乗車できなくなってくる子供も多くなってくる。マイクロバスではなく、個別化された福祉タクシーを利用することを検討してきたことはあるか。兵庫県では全員福祉タクシーの対応をしている学校もあると聞く。全国の情報をつかんで欲しい。通学にかかる費用がかなり大きくなっている。その子供にとって負担ではない通学方法を検討すべきだと考える。乗り合わせによって通学時間が伸びている子供もいる。直接タクシーで来たら20分ぐらいで通学できるのに、バスで乗り合わせることによって、1時間かかってしまう子供もいる。

(事務局) 8時半に到着できるように組んでいるが、おおよそ1時間ぐらい乗車している子供もいる。北地区のタクシーは道路事情によっては1時間以上乗ることもある。

(委員) 北地区の方が時間がかかるように思うが、バスで乗り合わせて乗車している時間も長時間になっている。

(委員) 特別支援学校の通学バスは乗り合いによって運行することが圧倒的に多い。県立の場合、もっと子供の数も多く、通学範囲も大きくなるので、大型バスをつかっている学校が多い。一人ずつ乗せながら回っていくというのが多い。

(副会長) バス6台で1台あたり介助員が2名ずつ乗っているということは全部で12名の介助員が乗っている。タクシー8台中、学校の介助員が1名ずつ乗っているので全部で8名の介助員が乗ることになっている。福祉タクシーの3台には看護師が乗っており、5台には看護師が乗っていないという確認でよいか。看護師が乗っていないタクシーで医療的ケアが必要な子供は乗っているか。

(事務局) 看護師が乗っていないタクシーでも医療的ケアが必要な子供は乗っている。通学の時間には吸引が必要なかったり、その時間に医療的ケアがなかったりする子供である。通学途中で吸引など医療的ケアが必要な子供には看護師が乗っている。

(副会長) タクシーに3名の看護師が添乗することで、校内の支援体制に影響があるのではないか。

(事務局) 8時半までにはタクシー全てが学校に戻ってくる形に通学のシフトを組んでいる。基本的には常に校内で5名～6名が勤務する形になっている。通学タクシーが遅れるときなど、時間帯によっては3名の看護師がいない時間も出てくる日もあるかもしれない。学校に到着した時間でのケアの必要な子供がたくさんいるので、その時間が大変忙しいと聞いている。

(会長) 添乗することで空白になる時間はないのか。

(事務局) 空白について、ないように努力をしている。今のところは大きな問題が発生していない。

(副会長) 一人ひとりの教育課程を履行しようと思えば、小中学校のようにきちんと全員が始業時に始まらないといけない。そうなったときに通学体制と通学時の医療ケアの体制と在校時の医療ケア体制が本当にできているのかと考える。

もし、子供たちの教育課程にしわよせがありながら、今の体制が行われているのであれば問題ではないかと考える。

(委員) マイクロバスに乗っている民間の介助員は、その時間のみの活動なのか。

(事務局) 基本的には登下校のみの介助になる。子供の状態を引き継ぐために学校の介助員とも連携はしている。勤務時間は登下校のみの時間になる。

(委員) その日によって大きく体調が変わることがでてくる。朝、乗車するときの様子など、情報の交流は学校ときちんとできていると考えていいか。

(事務局) 朝、担任がバスに迎えに行くときなどに、情報のやりとりを行っている。

(委員) 福祉との連携について前回は話題には出ていたが、義務教育でないからといって対応が変わっていないかが気になる。15～18歳の児童期を過ぎた子供をどう支えていくかというのは、とても大事。大切にしていかなないといけない。

(会長) 義務教育を終えた後、子供自身に不利のないようにしていかなないといけない。

(委員) 校内支援体制について重度化はしているが、一方で多様化している。大学進学を希望している子供もいる。その中で重度化している子供に目線がいつている。西宮は市立の特別支援学校。県立とは違ったあゆみをしている。重度に対応する医療職、介護職、実習助手と称してPT、OTの資格を持っている人を配置してきたという経緯がある。兵庫県立の特別支援学校は、教諭だけになっている。関東の特別支援学校は、教諭職でないPT、OTなどの専門職も入れている。兵庫県では話題にしたが、難しいようだった。西宮では介助員、運転手、看護師も入っている。市の職員でOT、ST、臨床心理士など学校のニーズに応じて専門職を配置していかなないといけない時代になっている。肢体不自由の子供たちの介助を、教員が日常的に行っている。介助の仕方によって子供の呼吸が浅くなったり、体がねじれて側弯につながることもある。そこにはとても専門的な知識が必要になってくるが、兵庫県ではそこをクリアするために自立活動領域の研修会を行い、そこにはスーパーバイザー級の講師をよび、先生たちも研修を受け努力を重ねている。研修を受けて日々の介助を行うが、PT、OTが持っているそのノウハウを行うことは難しい。重度化が今後進んでいく中で、専門職の配置が必要ではないか。

(会長) 市立の養護学校は肢体不自由の学校なので、肢体だけに課題があると思われるが、その背景には脳の障害があること、体が不自由なだけでなく言葉にも影響を与えている。言葉がうまく話せない、自分の意思を十分に発信できない、手が十分に動かせないことで細かい動きができないなどによって、さまざまな課題がでてくる。言語の専門家は言語聴覚士、手の巧緻性を高めていくのは作業療法士、体全体の動きについてやっていくのが理学療法士。これらは教師ではできない専門的な知識をもってやっている人たち。そういう人たちが教員免許を持っていけばいいが、そういうケースはめったにない。外国でもあたり前に専門職を入れている。県ではできないが、市立だからできる部分があるのではないかと、市がそれをするによって、専門性を豊かにしていき、県よりも先をいく学校になるのではないかと思う。是非、そういう方を入れていって欲しい。

(委員) PT、OT、ST の配置は、毎年のように PTA からの要望をあげている。わかば園では毎日のように PT、OT、ST の時間は確保されていたが、養護学校に入学となると外来になってしまい、療育の時間を減らされる。体調を崩してキャンセルになってしまうと、次回の療育までかなり時間がかかってしまうことになる。リハビリにいける場所も限られていて、体が大きくなってくると側弯などが進んでくることもある。校内でも集中学習会などをして、先生たちも学習をしてくれているが、なかなか難しい状況にある。

(委員) 養護学校の現状はなかなか知らず、ここで初めて聞くこともたくさんある。周りにいなかったからかもしれないが、そういう環境にいる人たちは、養護学校のことをよく知らないのではないかと思う。地域の学校にいた先生も養護学校に赴任することもあり、戸惑うことも多いのではないかと思う。障害のある子供の対応がよくわからない先生もいる中で、養護学校に行ったときにも、相談ができる専門職が必要ではないか。

(副会長) 看護師が 9 名いる中で、職名を教えて欲しい。

(事務局) 市の嘱託職員 6 名。週 4 日勤務している。臨時職員 3 名。週 2 日程度が 1 名。週 3 日程度が 2 名と勤務の日数が人によって変わっている。常時 5～6 名体制が組めるようにしている。校外学習などがあり 5 名になっている日もある。

(事務局) 校内体制については、ギリギリのところがあり、今後医療ケアの子供がさらに増えてくるとしんどいところもある。校内の支援体制を重視していく中で、看護師を 9 名から人を増やすことによって引継ぎの問題も出てくる。数を増やすだけではいけないと考えている。全体を見ていける立場の人が必要かもしれない。

(委員) 看護師 9 名がシフト勤務をしているが、看護師の中で情報交換やシフトの調整など、核となる人が必要ではないか。これ以上増えると質が低下しかねない人数になっているのではないか。今後の検討がいる。

(会長) 専門職の要望はある。待遇面で赴任してもらえないところもある。市としての判断が必要ではないか。

(事務局)

○小中学校の支援体制について

西宮市では特別支援学級在籍の児童生徒は増加傾向にあり、特に自閉症・情緒障害学級在籍の児童生徒数が大きく伸びてきていることがわかります。子供の数で見ると、25 年度が 445 名だったが、29 年度は 539 人で 94 人の増加となっています。自閉症・情緒障害の子供の増加分が、特別支援学級全体の子供たちの人数の増加にもなっています。

市内の小学校の通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒数（発達障害等の診断を受けている子供）のグラフを見ると、平成 22 年に 209 名だったが、28 年には 400 名にまで増加しています。診断は受けていないが、その傾向がある児童を含めると、さらにこの人数は増加します。中学校でも同様の傾向を示しており増加しています。

小学校、中学校における支援体制の状況については、各校に市の嘱託職員である特別支援教育支援員が 1 名配置されています。特別支援教育支援員は幼稚園、小学校、中学校の教員免許、または臨床心理士、特別支援教育士のいずれかの免許をもっている人で、支援時間は 1 日 5 時間まで週 25 時間の勤務になっています。支援

対象の子供たちが増加している中で、この支援体制では十分ではないことが課題としてあります。

そのほか、週5日1日4時間まで児童生徒への個別支援にあたる学校協力員がいます。学校生活の支援、補助等の活動をしている。配置をする際には、学校への適応が著しく困難である、障害等による特別な教育的支援を必要とする児童生徒を対象とし、学校と教育委員会との協議により、学校長の推薦した者で教育委員会が適当であると認めた者をあてています。特に資格などは必要としていません。

特別支援学級においては、子供の障害の状態についても重度化、多様化があります。一つの学級の中で在籍する子供の障害の状態、程度がさまざまな中、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や指導が求められています。特別支援学級担任の専門性の向上が必要であり、より重度な子供を受け入れていくための支援体制の構築が課題であると考えています。

通常の学級においても、特別な支援を要する児童生徒の数が増えてきていることが大きな課題です。支援体制については、対象となる児童生徒が増えていることにより、十分な人的配置ができていないことがあげられます。特別支援教育は通常の学級においても行われるものであり、通常の学級の教員の専門性、力量を高めていくことも課題であると考えています。

資料3では、学校園の人的な支援体制を幼稚園から高等学校まで示しています。特別支援教育支援員、学校協力員を記載しています。これらの資料を参考にしながら、それぞれの望ましい支援体制についてご意見を頂きたいです。

(委員) 資料3の内容を一般に広めるような機会はあるのか。関心のある保護者は自分から動いて理解していると思うが、そうでない保護者はわからないまま過ぎて気づきが遅くなってしまふ。通級にいけば、学習内容の理解をスムーズにできるようなスキルを身に付けることができているのと後で気が付くよりも、もう少し早めにわかっている方が、このような支援ができたのにと後悔せずにすむケースもあると思うがどうか。

(事務局) 5～6月頃にガイダンスをして、支援をして欲しいと思っている保護者が参加し、就学相談につなげている。市として全体的にこのような仕組みがあることを説明する機会は設定していない。学校では発達に課題のある子供については校内委員会等で話し合い、懇談等で話題を出しているのが現状である。

(会長) 特別支援教育支援員について各小中学校に1名配置と記載がある。文科省の調査では通常の学級に在籍し、発達に課題のある子供が6.5%、しかもこれにプラスして3%は知的障害ではないかという子供がいて、合計すると約1割が授業についていけない子供という見方がされている。40人学級なら最低4人いる。その子供たちに対して担任だけではなく、免許を持っている特別支援教育支援員たちが担任の意向のもと、一人ひとりに学習支援をすることができる。ただ、1年から6年までいるのに、学校に1人しかいない。どう考えても学校として回らない。確かに学校協力員は必要だが、どれだけ資格を持たない学校協力員を増やしても、見守りを主にしているだけで学習支援はできないので、担任はアップアップすることには変わりはない。学校協力員を増やすのではなくて、特別支援教育支援員を増やすことをしないと回らないと思うのだが、どうか。

(事務局) ご指摘のように、特別支援教育支援員はどの学校にも1人しか配置できていない。特別支援教育支援員は基礎的な環境整備として必要だと考えている。一人ひとりにつけるというよりも、その学級の支援という意味で配置している。学校協力員については合理的な配慮の中でつけている。現在は、対象となる子供の数がどんどん増えているが、25年、26年と同じ体制になっているところに

については、いったん見直しが必要であると考えている。

(委員) 特別支援教育支援員は市が配置していて予算も大変だが、研修を受けるシステムになっていない。教育相談で各学校を訪問すると、特別支援教育支援員が走りまわっている。その中で経験を重ねているので、専門性も高く対応できている。5時間ではもったいない。もっと時間を増やしてはどうか。また通級制度もある。通級については学校教育法にきっちりと明記されているのに、市内でも全校に配置されていない。LD、ADHD、自閉の子供に合わせて、全て別々の通級教室を設置できると制度上は規定されている。だから3教室を障害種別に開くことができ、そこに一人ずつ先生を配置することができる。通級制度を充実させる。高校も平成30年度から実施になる。ここでは高校のことはあまり含まれていないが、高校も含めて考えていき、小中学校で通級を受けて成長した子供を、どのように高校につないでいくのかというのを連続して見ていく必要がある。通級制度をきっちりとやって欲しい。

(副会長) 事務局から提示のあった配慮を要する児童生徒数は、保護者がきちんと自覚しているケースになる。そうではなく、潜在的な人数をどれぐらいかを知る方法は、こども未来センターに電話相談の数が参考になると思うが、発達に関するもの、学校への不適應、学習の不振にかかわるものはどれぐらいか。

(事務局) 昨年度、電話相談、来所相談などを合わせた件数は7000件。健康発達障害が2781件。不登校が1395件。ほぼ半分ぐらいが発達障害に関しての相談だと考えている。

(副会長) 学校には相談していなくても、保護者が悩んで、支援を求めて相談していると予想できる。

(委員) 学校協力員の主な支援の内容について。肢体不自由、病弱の子供への支援についての支援は移動、生活補助。聴覚障害の子供への支援については情報保証。これらについてはどのような支援をするかということが、とても明確に書かれている。それに対して発達障害、知的障害への支援については、見守り、補助と書かれている。子供が席を立とうとしたら座らせる、教室を出たら、教室に連れ戻すといった、「おつきの監視役」になっていると問題を感じている。見守りとか補助という言葉ではなくて、プラス@に人的支援をしていくときに、何を目指して配置していくのかを明確にしていく必要がある。そうしないと人ばかり増やしても支援の質は上がらない。量を増やしても質が低下することがあるということもありえる。プラス@の人的支援を考えると、どのような支援をしていくのかをきちっと明確にしていくことを同時にしないといけない。そうしないと人ばかり増えて、コストばかりがかかってしまい、効果が上がらないことが起こりうる。だからこの言葉を変えていくことが必要ではないか。

(委員) どうやって専門性を高めていくのか。小中学校で障害のある子供への支援をどうやって高めていくのか。学外からの連携、支援が必要になってくる。特別支援学校でPT、OT、STを配置していくかという話があった。小中学校への配置は難しいかもしれないが、どれぐらい専門的な研修を受ける機会があるのか。それを保障しないといけない。また研修だけではなくて、具体的にある子供についてコンサルテーションなどをどれぐらいしているのかが気になる。また、せっかく特別支援教育コーディネーターがいるのに、どれぐらい生かされているのか。兼務で大丈夫なのか。特別支援教育コーディネーターと特別支援教育支援員は十分に連携できているのか。特別支援教育コーディネーターが十

分に機能していないのではないかとさえ思ってしまう。

(会長) 専門性を高めていくための研修をどれぐらいしているのか。巡回相談はどのような形で行い、学校のニーズを満たしているのか。

(事務局) 特別支援教育に関わる教職員の研修はこども未来センターで行っている。特別支援教育支援員に対しても年2回している。1回目は、大学の講師や専門的な知識を持つ方を招いて具体的な支援について研修をしている。2回目は、自立支援協議会の相談支援部会と連携して、「みやっこ会議」フォーラムに参加して専門的な知識を得る研修もしている。特別支援教育コーディネーターの研修は、年に3回行っている。特に学校、地域の中心となって活躍してもらうために、スキルアップ研修も行っている。大阪大学と連携のもと、こころの発達研修所からも講師を派遣して頂き、3年間で60名の特別支援教育コーディネーターの研修をしている。

巡回相談については、西宮養護学校もセンター的機能として専任のコーディネーターが巡回相談をする役割もしている。こども未来センターでは、アウトリーチ事業として、臨床心理士、ソーシャルワーカー、PT、OT、STなど専門職も学校からの依頼に基づき派遣している。

特別支援教育コーディネーターの役割については、校内委員会の中心として会を運営したり、特別支援教育支援員と連携を行ったり、関係機関とのつなぎなどを行ったりしている。

こども未来センターは平成27年に、教育、医療、福祉がより連携して子供たちの支援を行っていくためにできた。巡回相談、専門家チームの派遣、教育相談も未来センターが行い、医療・福祉の部門が一緒になって子供を中心において学校園を支援する仕組みをつくっている。特別支援教育支援員の課題について、どこを強化し、構築することで子供たちに良い支援を行っていきけるかを考えていきたい。

(会長) こども未来センターのシステムがどれだけ学校から利用があるのか。県にも専門家チームがあるが、ほとんど利用されていない。システムがあるのと、それが有効に利用されているのとは違う。こども未来センターのようなところがあっても、それぞれの学校の中での専門性を上げていかないといけない。本当に困っているときにはこども未来センターに相談し、どのようなことで、どんな相談ができるのか、特別支援教育コーディネーターがきちんと見極めてつないでいくことも必要になる。また校内では、コンサルテーションをして具体的に関わることができる人がどれぐらいいるか、校内でのレベルを上げていく必要もある。

(委員) 未来センターの予約をするが、とても時間がかかり、時間延長も7時までしているが、あまり効果が出ていないと聞いた。こだわりがあって、一日の流れが変わってしまうのがあまり好きではない子供は、夜に相談に行くことができない、ということもある。未来センター1つでは少ないのではないかと。部屋数も少なく、一度の時間内に診られる人も少ないのではないかと。学校にもアウトリーチでカウンセラーが来てくれるようだが、いつ来るのかがはっきりとできていなかったのも、案内のプリントも配布するようになっていない。ただ、いざ何かあったときに対応してもらおうのが養護教諭になっている。体調を崩した子供の様子を見たり、保護者、教師の相談、不登校の子供の居場所になったりするので、とても負担が大きくなっているのではないかと。各校にカウンセリング室をきちんと置いて、必ず1名常駐はできないのかと思う。

(副会長) 中学校で起こっている生徒指導の問題の多くが、発達障害のある子供の

問題であり、その数もが増えているということを知ったが、どうか。

(事務局) データとしてはないが、関係課との子供の情報共有はしている。

(委員) 学校の取り組みによって差がある。特別支援教育コーディネーターがしっかりと役割を担って活動している学校は、学校長の考え方もはっきりとしていて、それを支える職員が一つの組織体としてある。だから発達障害の傾向のある子供に対して、見守りという発想がない。特性のある子供に対して、その環境因子となる教職員が、周りの子供たちをどう育てていくかという発想をきちんともっている。特別支援教育コーディネーターの話を知ると、研修は素晴らしいものをしてもらっているが、兼務をしていてそれを生かしていない。学級担任をしながら、全校の子供たちの様子を見ていかないといけないという。新たに誰かを配置ではなく、特別支援教育コーディネーターがいろいろなことをコーディネートしやすい持ち時間、専科にするべきではないか。育った特別支援教育コーディネーターが転勤により、2、3年すると特別支援教育コーディネーターではなくなるというケースもある。5、6年になって教育相談に行くと、なぜここまで不応を起こしているのかと思うことがある。成育歴を見ると、その子供がSOSを出しているのは幼稚園だったりする。誰も気付いてくれず、自分がダメだと思いこんでいる。周りの子供たちもこいつはダメだというのが出来上がってしまっていて、非常に重たいケースになっている。5歳の園児を見に行くと、僕はダメだという発言をして感じとっている。研修という話題がでているが、まずは校長がそういう視点をもっているのか、公立だけではなく私立の幼稚園、保育所とも連携を組んで、就学前の子供たち、小学校1、2年までに、その後の支援のためのアセスメントをきっちりと用意して、支援できるという状態で小学校へ送り出していくという、そういう覚悟を行政がもって欲しい。

(会長) 校長のその年度の取り組みの姿勢によって、教員が動き出していくので、特別支援教育に対して意識が低い校長先生だと、その部分が取り残されていく。前年度までとても一生懸命にやっても、次の年には2階に上がってはしごを外される感じの特別支援教育コーディネーターもいると聞く。とても校長の意識は大事。特別支援教育に関しての管理職研修も必要。

アセスメントという話があった、一人ひとりの子供がどこで躓いているのか、何がポイントでこの子供ができないのか、という客観的な検査を早い時期に行う。保護者はレッテルを貼られると思う人もいるから、なぜ、それが必要なのかというオリエンテーションをして、次のステップが明確になって、子供を救えることを説明していかないといけない。昔から日本では知能検査の場合には、数字でその人を判断することがあったから、学校の先生は検査に対してアレルギーがあった。今は違って、その子供の得意なところと苦手なところをしっかりと調べると同時に発達障害の場合には、背景に脳の障害があるので、知的に問題はないけど大脳機能が関係しているので、認知の偏りははっきりとわかる。聞く力、見る力、記憶のどこが弱いとかがわかるので、すごく担任が助かる。そのことを保護者にしっかりとわかってもらって、特に年長あたりから、そのつまずきの中身を知ることが、小学校に入ってから助かるということを手伝って伝える努力をしないといけない。検査をするということだけを伝えるだけではダメ。そういう意味でのアセスメントが必要。その子供がどこを苦手に行っているか、どう関われば救えるかということを探せる方法があるということを知って伝えて、学校もそれを理解してやっていると出来ないといけない。新学習指導要領では、個別の指導計画による通級の指導を受ける子供に対しても作成しないとなくなっている。教員に対しても次のステップがわかるということがとても助かる。保護者と同じ歩調で話しができるということになるので、

ぜひ、早めに動くことをした方がよい。

(委員) 検査結果を学校に伝えても、学校でわかってきているのかと心配する保護者もいる。検査結果について、校内でかみ砕いて理解し共有する。それを具体的に子供と関わる時に生かす役割をする人がいて欲しい。それが特別支援教育コーディネーターになるかと思う。きちんと活動できるように環境を整えて欲しい。

(会長) 事務局で方向性を示して欲しい。

○中間報告について

(事務局)

「西宮教育における特別支援教育のあり方(仮称)」として、現状と課題、それに向けての解決の方針、今後の課題などを盛り込む予定としております。内容や報告のまとめ方などについて、ご意見をよろしくお願いします。

(会長) 学校協力員の「見守り」という言葉では誤解が生まれるように思う。しっかりとしたオリエンテーションで、対象の子供がどのような特性があるのかがわかれば、ただの見守りではなく、もう一歩踏み出したことができるはず。「補助」の方がいいかもしれない。発達障害の子供の特性に応じた対応は、専門家ではなくても対応できる場所も多分にある。大きな声を出してはいけない場面、近づきすぎではいけないなど、特性に応じた関わり方がある。これはみんな知っていなければいけないことで、これは学校協力員全員が知っていて欲しいこと。学校協力員はただの労働力でないことを示すことも必要ではないか。

(事務局) 学校協力員については、ボランティアで来てもらっている。各学校でどのように支援していくかを話し合っている。登録は200名を超えている。地域の方に子供たちの支援をお願いしているという状況。その在り方については、検討していきたい。

(委員長) ハワイのホノルルでは1対1対応でボランティアをしている。多少の報償費はもらっている。1週間、教育センターに通ってA君について学んでから実際に対応してもらっている。ボランティアでもそこまで要求しているところもあるので、見守りから一歩進んで欲しい。

(委員) 幼稚園にさかのぼって考えると、幼稚園につながる乳幼児期については、全く話題に上がっていない。そこを組み入れて欲しい。

(事務局) 乳幼児期については、「西宮市こども子育て支援プラン(仮称)」とも関わってくる。幼稚園については以前審議している。その審議の内容とも関連して提示していきたい。

(委員) 養護学校の看護師のことが話題になっていたが、看護師のタイムスケジュールを組んでいると思うが、予定外のことがあったときに、看護師の居場所がわからないことがないようにして欲しい。

(事務局) 財源等もあるが、検討していきたい。

(委員長) これで審議を閉会します。

(事務局) 次回は5月を予定している。